

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2026年2月2日 |
| 【会社名】 | 株式会社イクヨ |
| 【英訳名】 | IKUYO CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 孫 峰 |
| 【本店の所在の場所】 | 神奈川県厚木市上依知3019番地 |
| 【電話番号】 | 046(285)1800 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 管理統括本部 飯野 英明 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 神奈川県厚木市上依知3019番地 |
| 【電話番号】 | 046(285)1800 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 管理統括本部 飯野 英明 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

2026年1月28日開催の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年1月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 吸収分割契約承認の件

持株会社体制への移行を目的として、当社と当社100%出資の分割準備会社であるイクヨオートモーティブ株式会社（承継会社）の間における、当社のグループ経営管理事業及び資産管理事業を除く当社が営む一切の事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割契約について承認を求めます。

なお、当該吸収分割の効力発生日は、2026年4月1日の予定であります。

第2号議案 定款一部変更の件

当社の事業の多角化に対応するため事業の目的事項を追加すること、及び事業の拡大及び円滑な組織運営のため、本店の所在地を東京都港区に変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、2026年4月1日の予定であります。

第3号議案 従業員に対する自己株式譲渡承認の件

従業員の企業価値向上への貢献意欲を高め、長期的な成長を実現するため、インセンティブ付与を目的として、時価に比して低廉な価格で従業員に対して株式を譲渡することについて承認を求めます。

第4号議案 取締役1名選任の件

取締役として塩見直子氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度導入承認の件

取締役（社外取締役を除く。）に対して、従来の報酬枠とは別枠にて、譲渡制限付株式報酬制度及び当社があらかじめ定める当社業績等の数値目標の達成率等に応じて当社普通株式を付与する業績連動型株式報酬制度を導入することについて承認を求めます。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) | |
|--|---------|-------|-------|------|----------------|-------|
| 第1号議案 吸収分割契約承認の件 | 152,250 | 6,852 | 0 | (注)1 | 可決 | 95.6% |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 152,155 | 6,947 | 0 | (注)1 | 可決 | 95.6% |
| 第3号議案 従業員に対する自己株式譲渡承認の件 | 152,083 | 7,019 | 0 | (注)1 | 可決 | 95.5% |
| 第4号議案 取締役1名選任の件 塩見 直子 | 152,197 | 6,905 | 0 | (注)2 | 可決 | 95.6% |
| 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度導入承認の件 | 152,216 | 6,886 | 0 | (注)3 | 可決 | 95.6% |

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使の議決権の数及び当日出席の一部の株主から各議案の賛成、反対及び棄権の確認ができた議決権の数の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算していません。